



東京23区に在住または通勤していた方で

移住された方に**100万円**（単身世帯は**60万円**）を補助します！

首都圏移住・就業者支援補助制度

【補助金額】

2人以上の世帯

100万円

+

申請者の世帯に18歳未満の方がいる場合、
1人につき**100万円**を加算

単身世帯

60万円

※2人以上の世帯は、移住元でも同一の世帯である必要があります。
※柏崎市から転出した場合や補助金対象の職を辞した場合は、
補助金の全額返還や半額返還の必要があります。

【補助対象者の主な要件（抜粋）①・②・③すべてに該当する必要あり】

①移住元に関する要件

- ・ 柏崎市に住民票を移す直前の10年間のうち、**通算5年以上、東京23区に在住**又は**東京圏（条件不利地域を除く。）**に在住し、**東京23区に通勤**
- ・ 住民票を移す直前に連続して1年以上、**東京23区に在住**又は**東京圏（条件不利地域を除く。）**に在住し、**東京23区に通勤**

②転入先に関する要件

- ・ 令和5（2023）年4月1日以降に柏崎市に転入

③仕事等に関する要件（1）～（4）のいずれかに該当

（1）就職（アまたはイに該当）

- ア 企業情報ナビ内のマッチングサイトに掲載された対象企業に就職
- イ プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就職

（2）起業

新潟県が実施する起業支援事業の起業支援金を活用して起業

（3）テレワーカー

自身の意思により移住し、移住元での業務を引き続き行う。

（4）関係人口

転入時点で50歳以下（ア～エのいずれかに該当）

- ア 柏崎市の移住セミナーに参加経験あり（令和元〔2019〕年6月1日以降かつ転入前）
- イ 柏崎ファンクラブの会員（転入前から）
- ウ ブルボンウォーターポロクラブ柏崎のサポーターズクラブ会員（転入前から）
- エ 新潟産業大学、新潟工科大学の卒業生

企業情報ナビ⇒
「移住支援金対象求人一覧はこちら」
を御覧ください。



県ホームページ⇒
「起業に関する要件」
を御覧ください。



詳細は
二次元コードを
スキャンして、
ホームページを御
覧ください。



柏崎市
ホームページ

【申請期間】

転入日から**1年以内**のうち、令和6（2024）年4月1日（月）から令和7（2025）年1月31日（金）まで

※本紙記載の内容は予告なく、変更する場合があります。

※申請が多数の場合は、受付を早期に締め切る場合があります。

※令和7（2025）年4月以降の補助金は、市の予算成立が前提であり、現段階で支給を確約するものではありません。

補助金の申込み・問合せは、柏崎市元気発信課 ☎0257-47-7333 まで